インフルエンザ

事前

教育
□健康状態の変化を早めに知らせる。
□インフルエンザの予防に 関する学習（保健学習、保健指導）
□睡眠、栄養、運動、手洗い、うがい、換気の励行、咳エチケット遵守

管理
□子供の健康状態を把握
□インフルエンザ発生状況を把握（県内・市内）
□新しい情報（通達文書）の確認と周知

組織
□流行期前に、校内で具体的な対応の仕方について共通理解を図り、保護者へ周知する。
□予防接種の勧奨

発生時

インフルエンザ発生

医師 ⇒ 保健所（感染症対策課）

保護者 ⇒ 学校

措置を講じた場合
電話で第一報後、報告

学校 ⇒ 学校医

学校 ⇒ 教育委員会

・発病者の症状等について把握し、出席停止の期間は発症（発熱）日を0日として5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまでとする。
・インフルエンザ様疾患の発生状況を把握し、学校医の助言を受け、感染拡大防止の措置を講ずる。
・全職員が情報を共有し、対応する。

養護教諭
□子供の健康状態を把握し、校長（教頭）に報告し、職員室に健康観察の結果を掲示
□学校医に発生状況を報告
し助言を受け、校長に報告
□近隣校との情報交換
□発病者の経過把握
□校長（教頭）に随時報告
□学校医に状況報告

校長（教頭）
□保護者に出席停止を指示
□子供の健康状態を把握し、発生状況により、臨時休業等の措置
＜判断基準＞
学級閉鎖は、インフルエンザ様患者が当該学級在籍者の2人以上かつ25％程度になったとき
＜閉鎖期間＞
原則として最終接触日を0日として4日間
⇒ 教育委員会への報告
保護者、給食担当者に連絡
□行事等の中止や延期の判断
□健康状況や発病者の回復状況を把握
□他の学級へ感染拡大の場合、臨時休業等の措置を講じる。
□終息するまで、状況に応じて感染拡大防止策を講じる。

担任（学年主任）
□子供の健康状態を把握し、養護教諭に報告
□保健指導
□給食等で向かい合わせの席にしない。
□保護者への啓発
□家庭連絡をし、発病者の回
復状況把握
□家庭への情報提供及び啓発
□養護教諭との情報交換、校長（教頭）へ随時報告

家庭
□健康観察に留意し、発熱等の症状があれば早期に受診し、早期回復や感染拡大防止を図る。
□自宅におけるインフルエンザ療養中は安静に心がけ、特に子供が呼吸器や循環器の疾患を有する場合は、重症化しないように健康状態の把握のため、子供が一人にならないようにする。
□臨時休業の場合、家庭での体調管理や事故防止に努める。

事後

ケア態勢の確立
□回復後の健康状態把握と、学校生活における配慮

再発防止対策
□うがい、手洗い、換気の励行
□咳エチケットの遵守
□集会や行事の中止、向かい合わせの席を避ける。
□不要な外出を控える。
（外出時マスク着用）

家庭・関係機関等との連携
□保護者への情報提供及び啓発
□学校医、教育委員会への相談や報告